

札幌市業務継続計画（地震災害対策編）等改定業務 仕様書

1 業務名

札幌市業務継続計画（地震災害対策編）等改定業務

2 背景と目的

札幌市では、平成 27 年度に「第 3 次地震被害想定（平成 20 年）」※を基本として「札幌市業務継続計画（地震災害対策編）」（以下、現行 B C P という）を策定しているが、第 3 次地震被害想定から 10 年以上が経過した中で、第 3 次地震被害想定以降の地震動等に関する新たな知見と、平成 30 年北海道胆振東部地震の被害実績等を反映した「第 4 次地震被害想定」を令和 3 年度に取りまとめた。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、札幌市では新規感染者数の状況に応じて各局区の業務量を調整し、保健所に応援職員を派遣するなどして感染症対策業務の対応にあたっており、地震災害時の業務継続にも影響を及ぼすことが考えられる。

このため、第 4 次地震被害想定を基本として、平成 30 年北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、B C P を改定するための調査を令和 3 年度に実施した。

本業務は、令和 3 年度の調査結果に基づき、札幌市の地震災害時の業務継続に係る実態と課題を整理し、これらを取りまとめて「札幌市業務継続計画（地震災害対策編）」の改定版を作成するものである。

また、札幌市業務継続計画の改定に伴い、関連計画である「札幌市応援者受入計画」の改定も併せて行う。

3 業務の内容

別紙「業務内容」のとおり。

4 業務の期間

業務の期間は、契約締結の日から令和 5 年 1 月 27 日（金）までとする。

5 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を作成し、委託者に提出すること。

(1) 着手時（各種 2 部）

- ア 業務着手届
- イ 主任技術者等指定通知書
- ウ 技術者等経歴書（恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。）
- エ 業務日程表

(2) 完了時

- ア 業務完了届（2部）
- イ 成果品目録
- ウ 成果品（報告書等）（6 成果品を参照）

6 成果品

- ア 業務報告書 3部
- イ その他、本市が指示するもの
- ウ 上記ア～イの電子データ一式（CD-R）1枚
※ファイル形式は、本市が認める形式とすること。

7 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内照査を行い、品質の管理を行うこと。また、履行検査時に社内照査結果を示すとともに、成果品にも照査記録簿等を添付すること。

8 業務の履行確認

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の成果品の修正を行わなければならない。

9 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。

(3) 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。

イ 本市の情報を複写及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。

ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。

エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

(4) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。

(5) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属すること。

(6) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

業 務 内 容

1 札幌市業務継続計画（地震災害対策編）の改定

1. 1 令和3年度調査結果の確認・整理

令和3年度に、現行業務継続計画^{※1}（以下、「現行BCP」という）の改定に向けた、非常時優先業務や必要職員数、業務資源等に係る全庁的な調査を実施した。その結果、想定参集職員数に対して、非常時優先業務の実施に必要な職員数（必要職員数）の不足が顕著であったため、令和4年6月から各局区に対して非常時優先業務と必要職員数、業務開始時間を見直す再調査を実施している。

業務実施にあたり、令和3年度の調査結果（業務報告書及び各種調査結果の取りまとめデータ（エクセルデータ））を確認・整理する。また、令和4年6月に実施している再調査結果を取りまとめ、令和3年度データの更新を行う。

※1 札幌市業務継続計画（地震災害対策編）

https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/bcp/documents/gyoumuukeizokukeikaku_honpen.pdf

1. 2 札幌市業務継続計画（地震災害対策編）改定版の作成

令和3年度及び令和4年度の調査結果に基づき、「札幌市業務継続計画（地震災害対策編）」の改定版を作成する。改定版は、現行BCPの構成をベースとして、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）」^{※2}（以下、「手引き」という）や他都市のBCPを参考に作成する。また、令和3年度業務成果や発注者が示す業務継続における課題をBCP改定版に反映し、手引き等を参考に対応策を記載する。

※2 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumuukeizoku/index.html>

2 札幌市応援者受入計画の改定

「札幌市業務継続計画（地震災害対策編）」の改定に伴い、関連計画である「札幌市応援者受入計画」^{※3}（以下、「現行応援者受入計画」という）の内容を見直し、最新情報等を盛り込んで応援者受入計画の改定を行う。

※3 札幌市応援者受入計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/bcp/documents/Ouensyaukeirekeikakuhonpen.pdf>

2. 1 現行応援者受入計画の確認

現行応援者受入計画を確認し、最新のガイドライン等^{※4}に基づき修正点や改善点を整理する。また、BCP改定版の内容を確認し、応援者受入計画に反映すべき事項（受援可能業務等）を整理する。

- ※4 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」
(平成 29 年 3 月 内閣府 (防災担当))
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/tiho_juen/pdf/jyuen_guidelines.pdf
「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」
(令和 3 年 6 月 内閣府 (防災))
https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

2. 2 札幌市応援者受入計画改定版の作成

現行応援者受入計画をベースとして、最新のガイドライン等に基づく修正点や改善点、BCP改定版の内容等を反映し、応援者受入計画改定版を作成する。

3 報告書の作成

本業務における検討条件や内容、検討結果、関連資料等を整理し、業務報告書にとりまとめる。

4 打合せ協議

本業務の実施においては、綿密な打ち合わせを行うこととし、少なくとも4回は実施することとする。

打ち合わせは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、社会情勢に応じてWEB会議形式により行うことも可とする。WEB会議形式により打ち合わせを行う場合は、事前に市の担当者と日程、WEB会議ソフト等の調整を行うこと。